

社団化50周年記念式典



式 辞

一般社団法人 松本法人会

会 長 神澤 陸雄

本日ここに、松本法人会社団化50周年記念式典を開催するにあたり、関係諸官庁始め、関係団体など多くの来賓各位のご臨席を賜り、そして、大勢の会員の皆様ご出席のもと、このように盛大に式典が挙行できますことは、私の最も喜びとするところでございます。改めて、厚くお礼申し上げます。

さて、当会は、よき経営者をめざすものの団体として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて企業経営の健全な発展を図ることを目的として、昭和40年に松本地区法人会連合会として会員数220社で発足、以来、組織基盤の確立に奔走された先達のご努力により、昭和48年に社団法人の認可を得て、正式に法人として活動を開始いたしました。そして、本日ここに社団化50周年の節目を迎えることができましたが、誠に感慨無量の思いでいっぱいでございます。

顧みますと、この50年間、松本法人会は幾多の困難を克服し、充実発展を遂げてまいりました。

法人会の基本的な尺度とされている組織状況は、社団化10年目の昭和58年から平成11年まで、実に17年間も加入率80%、もしくは、それに近い実績を維持し、その後は、バブル崩壊、デフレと金融不安が絡み合う構造的な不況、更にリーマンショックに代表される国際経済の影響、そして、近年のコロナ禍など、様々な要因による経済の停滞により当会の組織率も低下を余儀なくされてまいりました。しかしながら、全国に目を向けますと、よりその傾向が顕著となっていることもあり、依然、全国440の法人会の中でも高い組織率を維持しているところでございます。

また、事業活動につきましても、税務研修会を柱とした企業経営に資する各種研修会の開催、中立・公平な立場からの税制改正に関する提言、会員福利厚生制度の充実、昭和52年以降継続している広報誌の毎月発行やホームページによる広報活動に加え、近年では、多様化する会員の皆様のニーズにお応えするため、法律・労務に関する会員無料相談室、インターネットを活用した研修の提供、特に最近では、コロナ禍に対応するために研修動画をホームページにアップするなど新たな事業も展開してまいりました。

更に、法人会の理念にもあります地域に密着した社会貢献活動も定着するなど、全国的に誇り得る実績を挙げてきたものと考えております。



▲会場風景

▶ 神澤会長



▶ 松本税務署 関署長



◀ 中信県税事務所
黒井所長



◀ 松本市
小口財政部長



特に、平成3年から青年部が取り組みを始め、現在では会全体の事業に位置付けております「献血活動」においては、その活動が評価され、歴代の青年部長が松本保健福祉事務所長から「長野県献血推進員」に委嘱されており、また、女性部においては、平成11年から独自に始めた「美ヶ原高原遊歩道クリーン活動」が、美ヶ原観光連盟の自然再生イベントにつながったほか、その後の活動としては、恵まれない家庭環境にある児童を預かる児童養護施設「松本児童園」へ運営資金の寄付や必要な物品の提供に加えて児童が使う手拭きの縫製作業などを継続的に行っております。

更に、国税当局が力を入れております租税教育活動への取り組みとして、青年部では小学生向けの租税教室の講師を担当し、女性部では、納税意識高揚の施策として小学生を対象に「税の絵はがきコンクール」を実施しております。開催校数・応募作品数ともに増加するなど成果を上げております。なお、青年部においては令和元年11月に開催されました「全国青年の集い 大分大会」において、「租税教育活動プレゼンテーション」を行い、関東信越国税局管内の法人会青年部として初めて「優秀賞」を受賞しております。

一方、運営面では、昭和52年以降、理事会または役員会を毎月開催するとともに執行機関として六つの委員会がそれぞれ積極的に会の運営にあたってまいりましたほか、昭和50年に発足の青年部、昭和54年発足の女性部におきましては、それぞれの部内活動に加えて、会全体の活動や運営にも積極的な協力をいただいている状況であります。

このように、数々の成果を挙げることができましたのも、ひとえに歴代の担当役員の皆様の熱意と責任感、そして会員の皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げますとともに、平素からあたたかいご指導・ご支援を頂いております。税務ご当局を始めとする関係諸官庁並びに団体の皆様の大きなお力添えがあつてこそと、心からお礼申し上げます。

その意味におきまして、本日は、永年にわたり、会の運営のためにご尽力いただいた皆様の表彰と、平素から格別なご支援・ご協力を賜っております団体・個人の皆様に感謝状をお贈り申し上げ、感謝の意を捧げたいと思っております。

さて、このように当会も社団化以来50年の歳月が過ぎた訳ではありますが、地方の企業を取り巻く環境はコロナ禍の影響もあり依然として厳しい状況となっております。当会においても組織状況の好転に向けては、茨の道が続いております。しかしながら、当会と致しましては、この50周年の節目の年を新たなる出発の年として、法人会設立当初の基本理念は揺らぐことなく継承する一方、新規事業も取り入れながら会員サービスの充実、地域社会への貢献に向け全力を挙げてまいりたいと考えております。

この先、将来にわたり、法人会が地域社会並びに会員の皆様に支持され、存在意義のある団体として洋々と活動できますよう強い使命感をもって努力する所存でございますので、関係諸官庁、関係団体などご来賓の皆様を始め会員の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、ご来賓各位並びに会員各位のますますのご健勝とご発展を心から祈念申し上げまして、式辞といたします。



▶ 滝澤副会長



▶ 花岡副会長



▶ 百瀬衛責男副会長



▶ 百瀬幸子副会長



▶ 上條副会長



▶ 柴田監事



▶ 川出青年部長



▶ 祝賀会風景

表彰受賞者名簿

○関東信越国税局長感謝状受彰者（敬称略）

高橋 秀 生（株まるたか）

○松本税務署長感謝状受彰者（順不同：敬称略）

花 村 薫（株ちくま精機）

深 澤 直 久（株フカサワイール）

小 林 秀 子（プロテクト株）

倉 科 晶 夫（精美堂印刷株）



左端より倉科氏、深澤氏、花村氏、関署長、神澤会長、山田副署長、小林氏

○特別感謝状受賞者（順不同：敬称略）

1. 正副会長を務めた退任者

高橋 秀 生（副会長・厚生委員長）

深澤 直 久（副会長・波田部会長）

花 村 薫（副会長・川手部会長）

下 山 邦 雄（副会長・豊科部会長）

2. 役員定年による退任者

小 林 秀 子（常任理事・女性部長・税制副委員長）

倉 科 晶 夫（常任理事・総務副委員長・深志部会長）

大 宮 康 彦（理事・今町 六九部会長）

手 塚 勝 彦（理事・中央部会長・組織委員）

佐 藤 古 寿（理事・南松本部会長）

清 水 吉 則（運営審議員・塩尻部会）

瀧 澤 正 基（運営審議員・川手部会）

3. 長期間役員を務めた退任者

林 勇 次（運営審議員・南東部会）

田 中 鈴 生（常任理事・城西部会長）

菊 池 宏 一 郎（組織委員）



受賞者を代表して挨拶する高橋氏

○一般社団法人 松本法人会 会長感謝状 （順不同：敬称略）

関東信越税理士会 松本支部

大同生命保険株 松本支社

A I G 損害保険株 松本支店

アフラック生命保険株 長野支社

松本商工会議所

松本市波田商工会

塩尻商工会議所

安曇野市商工会

麻績村商工会

筑北村商工会

生坂村商工会

朝日村商工会

山形村商工会

大同生命保険株 松本支社

同

同

AIG代理店（有）ウイル

AIG代理店 コモン・コンサルティング株

アフラック代理店 株J・NEXT

アフラック代理店 上原秀文アソシエイツ

太 田 聡

林 美代子

須 沢 千恵子

小 寺 教 弘

安 田 優

衣 川 裕 之

上 原 秀 文



関東信越税理士会松本支部 松澤支部長

○一般社団法人 松本法人会 会長 功労者表彰《一般功績》
(順不同：敬称略)

(株)長野銀行
 (株)シンケン
 (株)シンヨー
 (株)ホテル玉の湯
 (有)宮本工業所
 (株)ヤマト自動車工場
 (有)オールライト
 (有)清水塗装工業
 川瀬建設(株)
 松本事業(株)
 安保塗装(株)
 (名)富成伍郎商店
 (有)橋詰商店
 中部家具貿易(株)
 (株)第一印刷
 (株)藤森組
 (株)MK企画
 サウンド建設(株)
 (有)井上印刷
 (有)ダスキングラヌキサービス社
 (有)歩電友
 (株)国興
 (有)上條園芸
 (有)マイビジョン
 (株)アキツ
 (資)昭和製材所
 (株)アスピーア
 信光石油(株)
 (株)信濃毎日新聞松本専売所
 (有)伊藤石材店
 (株)マサムラ
 (株)中島屋降簾米穀
 二葉塗料(株)
 (株)松本鉄工所
 (株)かね上つたや商店
 (株)ミツワ商会
 (有)石井新聞店
 (有)中国漆器店
 (有)トラベルオフィス
 (株)エイ・デザイン
 (株)企成工業
 (株)ドリームホテル ホテル中村屋
 (有)中部紙工
 (株)みやざわ

西澤 仁 志
 市川 興 一
 大和 朗 子
 山崎 圭 幸
 宮本 孝 章
 齋藤 正 昭
 武井 敏 一
 清水 敏 史
 川瀬 雄 彦
 伊藤 敏 文
 安保 充 修
 富成 敏 則
 橋詰 吉 己
 清水 敦 賢
 萩原 光 雄
 藤森 隆 英
 小山 禎 夫
 川上 稔 哲
 井上 榮里子
 和田 真 一
 波多腰 利 充
 田中 昌 子
 上条 和 紀
 大沢 祐 一
 川船 秀 行
 深澤 恒 司
 忠地 博 敏
 甕 秀 樹
 西堀 秀 路
 堀恒 一 郎
 伊藤 博 敏
 正村 秀 樹
 降簾 一 郎
 関 三 平
 三村 宏 道
 金井 光 廣
 塩原 勉 豊
 石井 豊 治
 宮原 正 彦
 大野田 文 克
 西村 文 則
 竹俣 憲太郎
 玉木 卓 也
 洞 澤 豊 作



受賞者を代表して挨拶をする西澤氏

東洋紡ロジスティクス(株)豊科コスモセンター 岸 本 実
 (株)水宗園本舗 八 木 誠
 E H酒造(株) 飯 田 純 一
 (有)大和インターナショナル 遠 山 一 行
 (有)アルプス薬局 田 中 靖 彦
 (株)サン工機 遠 藤 洋 一
 (株)中部水工 小 林 健 二
 (株)Irie 辻 谷 洋 一
 (株)吉田建築設計事務所 吉 田 賢 司
 (株)有賀電気工事 有 賀 繁 昌
 伸栄工業(有) 野 村 淳
 明科建材(株) 大 野 正 訓
 安曇野クレーン(株) 宮 川 篤 揮
 (有)松月堂西村商店 西 村 浩 光
 (有)GARAGE IKUSAKA 太 田 英 雄
 (有)元禄吉田屋 内 山 彰 一
 (有)波田通信機製作所 川 澄 博
 筒木土木(株) 筒 木 康 介
 (合同)フォーシーズン 角 田 稔
 (株)長野電設工業 曾根原 清 文
 (株)ファインビュー室山 堀 内 健 司
 (有)カマサキ 鎌 崎 芳 行
 丑山自動車(有) 丑 山 敏 彦
 (有)中信 宮 川 秀 紀
 (有)カネタわたなべ 渡 辺 武 喜
 (有)宮下電業 宮 下 朗
 (有)聖高原バス 大 川 美 千 子
 (有)奥原土木 奥 原 柁 幸
 (株)大和屋 植 村 茂 生
 愛品物流(株) 上 条 喜 徳
 協同製本工業(有) 立 花 榮 次
 (有)山辺鉄工 布 野 源 一
 (有)永井精機 永 井 博 勝
 奈川小径木協同組合 松 澤 勝

(有)高宮石油 高宮 澄 男
 奈川木工企業組合 小林 昭 彦
 (有)山水観湯川荘 齋藤 元 紀
 (有)明神館 梨子田 満
 (一社)松本法人会 塩尻部会事務局 太田 美 絵
 (一社)松本法人会 事務局 井上 和 久
 (一社)松本法人会 事務局 村山 陽 子

○優良経理担当者表彰 (順不同：敬称略)

A区分 (勤続5年以上) 5名
 サンシンエクスプレス(株) 野本 尚 美
 ハシバテクノス(株) 山本 美弥子
 (株)仙嶺 倉田 康 行
 キッセイ薬品工業(株) 井嶋 まみ
 (株)田中機器製作所 田中 悠 喜

○一般社団法人 松本法人会 会長表彰《会員増強功績》
(順不同：敬称略)

(一社)松本法人会 今町・六九部会
 同 本庄部会
 同 波田部会
 同 朝日部会
 同 奈川部会
 同 上高地・白骨温泉旅館部会

B区分 (勤続10年以上) 5名
 (株)ミカサ 小林 なつみ
 サンシンエクスプレス(株) 大橋 美津子
 キッセイコムテック(株) 久保田 秀 樹
 (株)仙嶺 石川 寿美子
 キッセイ薬品工業(株) 寺沢 悠 太

C区分 (勤続20年以上) 1名
 キッセイ薬品工業(株) 松川 みどり



波田部会 谷上部長



受賞者代表の松川さん

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダーライター)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索



役員改選

役員改選の結果、次の通り新役員が決まりました。

※太字は新任、昇任者

会 長	神澤 陸雄	
副 会 長	滝澤 文雄	総務委員長
”	花岡 貞夫	研修委員長
”	百瀬衛貴男	広報委員長
”	百瀬 幸子	税制委員長
”	小日向義夫	組織委員長
”	菅澤 一隆	穂高部会長
”	作田 永子	塩尻部会長
”	上條 敏昭	厚生委員長
”	萩原 敦己	豊科部会長
”	高橋 直樹	川手部会長
”	谷上 正明	波田部会長
専務理事	野村 和之	
常任理事	川出 哲敬	青年部長
”	渡辺くに子	女性部長・厚生副委員長
”	西澤 仁志	
”	鶴見 明夫	城西部会長
”	佐藤 信司	
”	水谷 有吉	
”	島 宏幸	
”	田中 幸一	総務副委員長・西北部会長
”	増田 博志	総務副委員長・上土部会長
”	上條 栄規	研修副委員長・南部部会長
”	田内 光一	組織副委員長・南東部会長
”	浅川 琢夫	広報副委員長
”	赤羽 勝巳	税制副委員長
”	清水 是昭	組織副委員長
”	高橋 治美	厚生副委員長
”	廣田 伸一	直前青年部長
理 事	木下 匡晃	今町・六九部会長
”	齊藤 信人	伊勢町部会長

”	伊藤 博敏	中央部会長
”	甕 秀行	深志部会長
”	市川 興一	本庄部会長
”	田近 勝之	白板部会長
”	大和 朗	城東部会長
”	新井 巻好	東部部会長
”	濱田 諭	北部部会長
”	加藤 文彦	南松本部会長
”	浅川 貴央	芳川部会長
”	富成 敏文	本郷部会長
”	堀江 哲也	寿部会長
”	宮下 秀保	研修副委員長・西部部会長
”	中島 敬夫	南西部会長
”	高木 一寿	三郷部会長
”	小山 光雄	筑北部会長
”	川上 隆英	安曇部会長
”	小松 保久	梓川部会長
”	猪又 悟	堀金部会長
”	武井 正	朝日部会長
”	清水 敏昭	山形部会長
”	亘 亘	奈川部会長
”	奥原 宰	上高地・白骨温泉旅館部会長
”	田中 均	農協部会長
”	忠地 恵子	広報副委員長
”	赤羽総一郎	税制副委員長
”	大月 清光	青年部長経験者
”	伊藤 修	青年部長経験者
”	蒲生 浩明	青年部副部長
”	中野美知子	女性部副部長
監 事	宮本 潔	
”	伊藤 敏史	
”	柴田 博康	

【新相談役】

高橋 秀生	(前副会長)
深澤 直久	(前副会長)
花村 薫	(前副会長)
下山 邦雄	(前副会長)
松澤 浩一	(税理士会松本支部長)

青年部新役員

※4月25日開催 第48回
通常総会にて改選

部 長	川出 哲敬
副 部 長	平林 和樹
”	小川原健太
”	蒲生 浩明
”	濱 徳章
”	石原 卓幸
”	花村 佑子
”	山田 祥雄
第一委員長	牛越 秀男

副 委 員 長	草田 章夫
第二委員長	三沢 功
副 委 員 長	太田 孝行
第三委員長	安藤 崇博
副 委 員 長	長崎 淳
第四委員長	原 誠治
副 委 員 長	矢島 龍
第五委員長	大貫 心
副 委 員 長	赤羽 洋紀
第六委員長	藤原 哲司
副 委 員 長	田中 悠喜
第七委員長	小野 勝洋
副 委 員 長	吉村 和道

直 前 部 長	廣田 伸一	”	原田紀美子
監 査	内村 剛司	”	高木 恭子
”	安田 優	”	二木 定子
”		”	本間 恵子
”		”	露沢 泰子
”		”	赤羽 春恵
”		”	熊谷由里子

女性部新役員

※4月19日開催 第44回
通常総会にて改選

部 長	渡辺くに子	直 前 部 長	小林 秀子
副 部 長	中野美知子	監 査	中澤 清子
”	忠地 恵子	”	片山 雅子
”	奥原しげ子		
”	清沢 和恵		
幹 事	橋本 京子		

第11回通常総会議案書から

令和4年度決算【〈事業別〉正味財産増減計算書】・令和5年度予算【収支予算書】※抜粋

(単位：円)

(単位：円)

令和4年度決算 〈事業別〉正味財産増減計算書			
科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	555	558	▲ 3
特定資産受取利息	555	558	▲ 3
受取入会金	33,000	48,000	▲ 15,000
受取入会金	33,000	48,000	▲ 15,000
受取会費	35,896,000	36,434,500	▲ 538,500
正会員受取会費	35,074,000	35,615,500	▲ 541,500
賛助会員受取会費	822,000	819,000	3,000
事業収益	237,000	233,000	4,000
広報事業収益	237,000	233,000	4,000
受取補助金等	19,492,764	19,538,317	▲ 45,553
受取全法連補助金	150,000	124,000	26,000
受取県連補助金	316,864	387,217	▲ 70,353
受取全法連助成金振替額	18,575,900	18,567,100	8,800
受取民間補助金	450,000	460,000	▲ 10,000
受取負担金	1,202,000	1,234,000	▲ 32,000
青年・女性部受取負担金	1,202,000	1,234,000	▲ 32,000
雑収益	729,931	530,840	199,091
受取利息	378	357	21
雑収益	729,553	530,483	199,070
【経常収益計】	57,591,250	58,019,215	▲ 427,965
(2) 経常費用			
事業費	46,987,435	44,068,344	2,919,091
(税務支援事業)	514,338	1,116,854	▲ 602,516
会場費	317,550	205,590	111,960
印刷製本費	65,793	797,561	▲ 731,768
通信運搬費	14,193	17,042	▲ 2,849
会議費	116,802	96,661	20,141
(税の啓発・提言事業)	326,418	1,155,646	▲ 829,228
印刷製本費	47,025	48,950	▲ 1,925
通信運搬費	5,156	6,745	▲ 1,589
表彰費	97,000	75,350	21,650
支払負担金	7,000	7,000	0
委託費	0	935,000	▲ 935,000
会議費	90,477	64,601	25,876
雑費	79,760	18,000	61,760
(経営支援事業)	2,122,286	1,790,362	331,924
会場費	333,727	225,390	108,337
印刷製本費	166,650	100,100	66,550
通信運搬費	8,295	0	8,295
支払負担金	116,000	116,000	0
諸謝金	1,275,205	1,132,640	142,565
広告宣伝費	167,200	167,200	0
会議費	55,209	49,032	6,177
(地域社会貢献事業)	1,544,408	1,610,788	▲ 66,380
印刷製本費	38,500	40,700	▲ 2,200
支払寄付金	1,335,422	1,428,174	▲ 92,752
通信運搬費	10,521	12,516	▲ 1,995
委託費	19,800	0	19,800
支払負担金	10,000	10,000	0
広告宣伝費	0	19,800	▲ 19,800
雑費	130,165	99,598	30,567
(広報事業)	8,084,025	9,174,904	▲ 1,090,879
印刷製本費	4,011,069	4,619,252	▲ 608,183
通信運搬費	3,886,733	4,380,532	▲ 493,799
委託費	120,000	120,000	0
会議費	66,223	55,120	11,103
(会員増強事業)	1,134,355	779,643	354,712
印刷製本費	534,050	564,443	▲ 30,393
通信運搬費	54,668	81,167	▲ 26,499
表彰費	87,000	28,000	59,000
会議費	458,637	106,033	352,604
(厚生制度推進事業)	137,993	72,364	65,629
表彰費	110,000	20,000	90,000
通信運搬費	0	5,124	▲ 5,124
会議費	27,993	47,240	▲ 19,247
(会員支援事業)	7,110,580	2,593,623	4,516,957
諸謝金	415,685	396,435	19,250
印刷製本費	428,532	331,749	96,783

令和5年度予算 収支予算書	
科目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
特定資産運用益	3,000
特定資産受取利息	3,000
受取入会金	60,000
受取入会金	60,000
受取会費	35,000,000
正会員受取会費	34,550,000
賛助会員受取会費	450,000
事業収益	300,000
広報事業収益	300,000
受取補助金等	19,235,630
受取全法連助成金	50,000
受取県連補助金	259,630
受取全法連助成金振替額	18,486,000
受取民間補助金	440,000
受取負担金	1,189,000
青年・女性部受取負担金	1,189,000
雑収益	801,000
受取利息	1,000
雑収益	800,000
【経常収益計】	56,588,630
(2) 経常費用	
事業費	50,897,340
(税務支援事業)	400,000
会場費	200,000
印刷製本費	40,000
通信運搬費	10,000
会議費	150,000
(税の啓発・提言事業)	430,000
印刷製本費	50,000
通信運搬費	10,000
表彰費	50,000
支払負担金	50,000
会議費	200,000
雑費	70,000
(経営支援事業)	3,110,000
会場費	520,000
印刷製本費	200,000
通信運搬費	30,000
支払負担金	160,000
諸謝金	1,900,000
広告宣伝費	250,000
会議費	50,000
(地域社会貢献事業)	1,350,000
印刷製本費	40,000
支払寄付金	1,230,000
委託費	20,000
支払負担金	10,000
雑費	50,000
(広報事業)	8,980,000
印刷製本費	4,900,000
通信運搬費	3,900,000
委託費	120,000
会議費	60,000
(会員増強事業)	1,480,000
印刷製本費	570,000
通信運搬費	80,000
表彰費	80,000
会議費	750,000
(厚生制度推進事業)	230,000
表彰費	80,000
支払負担金	30,000
委託費	80,000
会議費	40,000
(会員支援事業)	8,050,000
諸謝金	600,000
印刷製本費	480,000
通信運搬費	250,000
委託費	2,950,000

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

通信運搬費	180,472	162,204	18,268	表彰費	750,000
委託費	3,472,727	875,533	2,597,194	支払負担金	480,000
表彰費	55,350	279,110	▲ 223,760	保険料	40,000
支払負担金	343,830	3,000	340,830	会議費	2,500,000
保険料	7,436	0	7,436	給料手当	13,833,000
会議費	2,089,978	401,104	1,688,874	役員報酬	313,200
雑費	116,570	144,488	▲ 27,918	福利厚生費	2,610,000
給料手当	13,781,843	13,695,714	86,129	中退金支出	584,640
役員報酬	313,200	313,200	0	退職給付費用	0
福利厚生費	2,863,480	2,820,372	43,108	旅費交通費	913,500
中退金支出	835,200	835,200	0	印刷製本費	870,000
旅費交通費	512,813	421,401	91,412	通信運搬費	1,566,000
印刷製本費	380,781	515,459	▲ 134,678	リース料	591,600
通信運搬費	1,217,451	1,125,832	91,619	減価償却費	78,300
リース料	590,538	590,539	▲ 1	消耗品費	261,000
減価償却費	74,684	74,684	0	賃借料	1,948,800
消耗品費	190,520	171,431	19,089	事務所管理費	1,087,500
消耗什器備品費	0	42,873	▲ 42,873	支払手数料	304,500
賃借料	1,946,361	1,934,397	11,964	新聞図書費	234,900
事務所管理費	1,137,296	1,110,478	26,818	広告宣伝費	147,900
支払手数料	308,495	281,048	27,447	委託費	217,500
新聞図書費	238,154	245,130	▲ 6,976	事務委託費	870,000
広告宣伝費	38,280	71,775	▲ 33,495	支払負担金	348,000
委託費	213,954	214,942	▲ 988	雑費	87,000
事務委託費	870,000	861,300	8,700	管理費	10,334,660
支払負担金	357,047	376,069	▲ 19,022	給料手当	2,067,000
租税公課	9,743	9,744	▲ 1	役員報酬	46,800
雑費	133,192	62,572	70,620	福利厚生費	390,000
管理費	8,246,708	7,591,612	655,096	中退金支出	87,360
給料手当	2,059,357	2,046,486	12,871	退職給付費用	0
役員報酬	46,800	46,800	0	会議費	5,920,000
福利厚生費	427,875	421,435	6,440	旅費交通費	136,500
中退金支出	124,800	124,800	0	印刷製本費	130,000
会議費	4,017,890	3,154,166	863,724	通信運搬費	234,000
旅費交通費	76,627	62,969	13,658	リース料	88,400
印刷製本費	56,898	77,023	▲ 20,125	減価償却費	11,700
通信運搬費	181,918	168,228	13,690	消耗品費	39,000
リース料	88,242	88,241	1	賃借料	291,200
減価償却費	11,160	11,160	0	事務所管理費	162,500
消耗品費	28,467	25,617	2,850	支払手数料	45,500
消耗什器備品費	0	6,407	▲ 6,407	新聞図書費	35,100
賃借料	290,835	289,049	1,786	広告宣伝費	22,100
事務所管理費	169,940	165,933	4,007	委託費	32,500
支払手数料	46,096	41,996	4,100	事務委託費	130,000
新聞図書費	35,586	36,629	▲ 1,043	支払負担金	52,000
広告宣伝費	5,720	10,725	▲ 5,005	渉外慶弔費	400,000
委託費	31,969	32,118	▲ 149	雑費	13,000
事務委託費	130,000	128,700	1,300	【経常費用計】	61,232,000
支払負担金	53,353	56,194	▲ 2,841	【当期経常増減額】	▲ 4,643,370
渉外慶弔費	341,816	586,131	▲ 244,315	2. 経常外増減の部	
租税公課	1,457	1,456	1	(1) 経常外収益	
雑費	19,902	9,349	10,553	【経常外収益計】	-
【経常費用計】	55,234,143	51,659,956	3,574,187	(2) 経常外費用	
【当期経常増減額】	2,357,107	6,359,259	▲ 4,002,152	【経常外費用計】	-
2. 経常外増減の部				【当期経常外増減額】	-
(1) 経常外収益				【税引前一般正味財産増減額】	▲ 4,643,370
【経常外収益計】	0	0	0	【法人税及び住民税】	21,000
(2) 経常外費用				【当期一般正味財産増減額】	▲ 4,664,370
【経常外費用計】	0	0	0	【一般正味財産期首残高】	80,000,000
【当期経常外増減額】	0	0	0	【一般正味財産期末残高】	75,335,630
【税引前当期一般正味財産増減額】	2,357,107	6,359,259	▲ 4,002,152	II 指定正味財産増減の部	
【法人税及び住民税】	21,000	21,000	0	受取補助金等	18,486,000
【当期一般正味財産増減額】	2,336,107	6,338,259	▲ 4,002,152	受取全法連助成金	18,486,000
【一般正味財産期首残高】	83,610,396	77,272,137	6,338,259	一般正味財産への振替額	▲ 18,486,000
【一般正味財産期末残高】	85,946,503	83,610,396	2,336,107	一般正味財産への振替額	▲ 18,486,000
II 指定正味財産増減の部				【当期指定正味財産増減額】	-
受取補助金等	18,575,900	18,567,100	8,800	【指定正味財産期首残高】	-
受取全法連助成金	18,575,900	18,567,100	8,800	【指定正味財産期末残高】	-
一般正味財産への振替額	▲ 18,575,900	▲ 18,567,100	▲ 8,800	III 正味財産期末残高	75,335,630
一般正味財産への振替額	▲ 18,575,900	▲ 18,567,100	▲ 8,800		
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0		
【指定正味財産期首残高】	0	0	0		
【指定正味財産期末残高】	0	0	0		
III 正味財産期末残高	85,946,503	83,610,396	2,336,107		

【注】【審議事項】「〈事業別〉正味財産増減計算書」、
【報告事項】「令和5年度収支予算書」要点の抜粋です

令和6年度 税制改正に関する提言

令和5年度税制改正では、法人課税においては研究開発税制の見直し、消費課税はインボイス制度の負担軽減措置等が導入され、個人所得課税では少額投資非課税制度（NISA）の抜本的拡充・恒久化や極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、資産課税は相続時精算課税制度や暦年課税に係る相続前贈与の加算期間の見直しなどが行われることになった。

このような状況のなか、当会の税制委員会では、本年2月から4月にかけて、「税に関するアンケート」を実施、「中小企業向けの税制で特に実現を希望するもの」「固定資産税の見直しで特に重視するもの」「法人住民税の超過課税について行政は説明責任を果たしているか否か」「企業の事業承継の状況」「現時点でのコロナの影響」について回答を求めた。

このなかで「現時点でのコロナの影響」については、「今もマイナスの影響が続いている」との回答が43%にも及び「今後影響が出る可能性がある」を加えるとおよそ半数がコロナ禍を脱していない状況となっている。

また、コロナ禍が影響したのか、「企業の事業承継の状況」は「特例承継計画を提出したか提出する予定」が12%、「特例制度を適用しないで事業承継を行う」が7%となり、事業承継に前向きな企業は合わせて20%に満たない状況であり、今後に不安を残す結果となった。

一方、「法人住民税の超過課税について行政は説明責任を果たしているか否か」については、「どちらかという」とを含め「果たしていない」との回答が56%、「わからない」を含めると85%に達した。従って、地方自治体においては超過課税の理由と期間を明確にし、その期間が経過することに議会に諮る取り組みが必要であることを確信する結果となった。

当会としては、引き続き、長野県法人会連合会と連携して、超過課税をしている該当自治体に対して、標準税率の採用を要望するとともに、超過課税をしなければならない場合にはその理由を明確にすることを求めていくこととする。

今後の我が国は、防衛費増額に向けた財源確保という課題に直面することになるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、コロナの収束が期待される本年からは、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が速やかに回復・活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和6年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

(1) 国税関係

- ア. 中小企業に対する法人税の軽減税率の特例(15%)を本則化し、適用所得金額(現行;800万円以下)を引き上げること。
- イ. 雇用拡大・賃金上げを促進する税制を更に拡充すること。
- ウ. 事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で、更に見直しを進めること。特に、事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設や相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める。
- エ. 保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に上げること。
- オ. 消費税について、税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう再検討すること。
- カ. 源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、1月の納付期限は1月20日とすること。

(2) 地方税関係

- ア. 固定資産税の税負担軽減措置と抜本の見直しを図ること。特に、家屋の評価を経過年数に応じた評価

方法に見直すことや免税点を大幅に引き上げること

- イ. 償却資産(事業用資産)への課税は廃止を含めて見直すこと。
- ウ. 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象にしているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、それゆえ、多くの納税者が認識していないことが問題である。この問題について超過課税の解消を含めて検討を進めること。

(3) その他について

- ア. 番号制度(個人番号)について、引き続き周知徹底を図るとともに、利用範囲のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。
- イ. 少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。
- ウ. 学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

(令和5年5月12日 一般社団法人 松本法人会)

労務レポート

労働保険年度更新について

～年度途中の雇用保険率変更による影響は？～

社会保険労務士 上嶋 宏



今回の労務レポートは、労働保険年度更新についてお伝えします。

令和4年度の途中で雇用保険率が変更されました。そのため例年と算定方法が異なっています。今年度の改正点とそれに伴う注意点をお伝えします。

1. 令和4年度、令和5年度の雇用保険率と労災保険率

令和4年度の雇用保険率は、年度の前期（令和4年4月1日から9月30日まで）の期間と後期（令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）の期間で変更されています。さらに、令和5年度の雇用保険料率は、昨年度に続き増加となります（下記図表参照）。令和3年度と比較して被保険者負担が3/1000。事業主負担が3.5/1000。それぞれ増えます。

それから、令和5年度の労災保険率は、令和4年度から原則、変更はありません。なお、メリット制が適用されますと異なる場合があります。申告書と一緒に「労災保険率決定通知書」が送られてきますので、該当年度の料率で計算を行います。

令和4年度 前期 雇用保険料率表

事業の種類	負担率		雇用保険率
	被保険者	事業主	
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造事業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

令和4年度 後期 雇用保険料率表

事業の種類	負担率		雇用保険率
	被保険者	事業主	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

令和5年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担率		雇用保険率
	被保険者	事業主	
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

2. 申告書の変更（期間別確定保険料算定内訳の項目が追加）

昨年度（令和4年度）の雇用保険料率が、年度の途中で変更され前期と後期で異なっています。そのため、

年度更新では、労災保険も併せて、前期と後期ごとに分けて確定保険料を計算します。申告書にも労災保険と雇用保険ごとの内訳を記載する項目が追加されています。

3. 電子申請

年度更新を電子申請でする場合は、あて先労働局名（長野労働局）の右側に8桁の半角英数字が印字されています（アクセスコード）。これを用いて電子申請を行うことができます。電子申請で労働保険番号とアクセスコードを入力すると年度更新申告書に記載されている労働保険番号、保険料率、申告済概算保険料、事業主の住所、郵便番号、事業所名称、電話番号、法人番号を電子申請に取り込むことができます。

4. 口座振替

労働保険料は、口座振替でも納付することができます。口座振替開始を希望する納期に応じた申込期限までに手続きを行ってください。口座振替納付日のだいたい3週間前に振替内容を記したハガキが届きます。

口座振替による納付は、他の納付方法より2週間（2期と3期）または約2ヶ月間（全期と1期）の余裕があります。納付書の記載や納付のために金融機関へ出向く手間や待ち時間を考えると口座振替による納付をお勧めします。

今年度の労働保険年度更新は、令和4年度の途中で雇用保険率が変更となったことで、保険料計算が煩雑になっています。まず、事前準備で労災保険の対象者と雇用保険の対象者を確認しましょう。労災保険の適用だけを受ける労働者と労災および雇用保険両方の適用を受ける労働者。そして、どちらも適用されない法人の役員三者に区分されます。これらは、今までの年度更新でも行われてきました。今年度の確定保険料の計算においては、労災保険、雇用保険いずれも前期分、後期分と分けて計算しその合計を申告書に記載する流れです。それと、令和4年度前期および後期の雇用保険料率が異なること。そして、令和5年度の概算保険料における雇用保険料率も異なること。これらをきちんと押さえておけば大丈夫です。

申告は、7月10日(月)までをお願いします。

今回の労務レポートは、以上となります。ご覧いただきありがとうございました。

上嶋社会保険労務士事務所
 〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
 TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁸⁴)消費税 その31

インボイス制度における 立替金の事例について

Q. 当社は取引先に経費等を立て替えてもらう場合がありますが、この場合の適格請求書の保存要件について教えてください。

A.

貴社（A社）が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができ

ます。

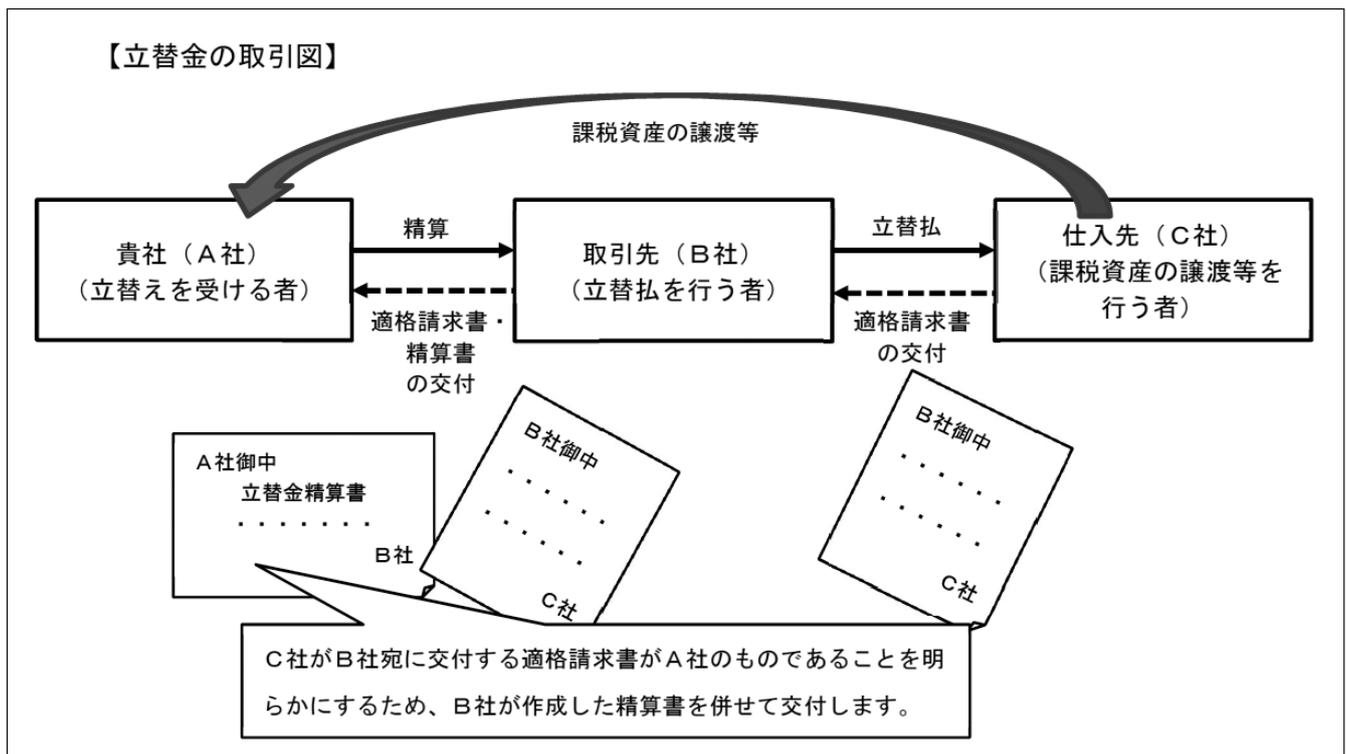
なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

(参考)

A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添えるなどし、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、立替払いを受けたA社等は、立替金精算書の保存をもって適格請求書の保存があるものとし



て取り扱われるため、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方であるC社から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を基礎として、立替払いを受ける者の負担割合を乗じてあん分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要があります。また、立替金精算書に記載する複数の事業者ごとの消費税額等の合計額が適格請求書に記載された「消費税額等」と一致しないことも生じますが、この消費税額等が合理的な方法により計算されたものである限り、当該立替金精算書

により仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

人ねふるさと！

『常念岳』

～ 雄大な山容 古くから地域の
人びととともに～

松本市と安曇野市にまたがる常念岳。安曇野市ではその美しいピラミッド型の山容が市内の多くの場所で見ることが出来ることから「安曇野のシンボル」とも呼ばれているそうです。また、松本城の西側にある宮瀬地区には、雄大な常念岳を直線上に見ることが出来る「常念通り」と呼ばれる通りもあるように、古くから住民に親しまれてまいりました。

常念岳という名称の由来については様々な説があるようで、「昔、毎年暮れに不思議な常念坊という山姥が酒屋に酒を買いに来たからという説」や、「かの八面大王の重臣に常念坊というものがおり、坂上田村麻呂による大王討伐の際に常念坊がこの山へ逃げ込んだからという説」、「(常念岳で) 盗伐していた木こりが、山の頂から常に念仏が聞こえるようになり、罪の意識から逃げ出したからという説」など、様々な説があります。

また、常念岳と季節に関する話として『雪形（山腹に岩肌と積雪が織りなす模様。人や何かの形に見立て

て名付けられたもの)』に関するものがございます。例年、春に前常念岳の東北東の雪の斜面に「とっくりを手にした坊さんの黒い姿」のよ



うな雪形が見られるのですが、これを「常念坊」とよび、安曇野に田植えの時期を知らせる雪形とされています。(安曇野名誉市民の山岳写真家の田淵行男が、『山の紋章 雪形』の著書でこの雪形を紹介しています。)

また、常念岳には多様な生き物が生息しておりホシガラス、メボソムシクイといった貴重な鳥類やツキノワグマ、カモシカ、キツネ、ニホンザルなどの哺乳類が生息していて、近代登山史以前から猟師の狩猟場となっていました。また、標高約2,400mの上部は森林限界を越える高山帯でライチョウの生息地であり、常念乗越など周辺の山域にはミヤマモンキチョウやタカネヒカゲなどの高山蝶が生息し、かの田淵行男氏も100回以上常念岳に登り、高山蝶の研究を行っていたそうです。

これから夏山シーズンに入ります。常念岳にまつわる知識を持って登られるとまた違った楽しみができるかもしれませんね！

（菅野和光編集委員）



皆さん
こんにちは♪

信州塩嶺高原カントリー株式会社

塩尻市北小野

代表取締役 山田 祥雄 氏

『地域のみなさんに来てもらえるゴルフ場にしたい』

塩嶺カントリークラブは長野県の中央に位置する塩嶺高原にあり、標高約1000メー

ルの自然を生かしたダイナミックなコースです。令和4年の50周年の節目に代表に就任された山田社長は「地域のみなさんに来てもらえるゴルフ場にしたい」という想いを抱いており、ゴルフプレーヤーだけでなく子どもからお年寄りまで、ゴルフ場で楽しんでいただくために様々なアイデアを実践されています。こどもの日には、ゴルフ場を親子に開放して芝生やバンカーで遊んだり、池のボールを拾ったりして楽しんでもらいました。また、年間を通じて、ゴルフを楽しむ家族や友人と一緒に、プレーしない方もコースでウォーキングを楽しんでもらっています。ゴルフは生涯スポーツで老若男女、誰とでも気軽に遊べるスポーツです。一生続けられて一生楽しめるので、何歳からでもゴルフを始めて欲しいとのことです。

シーズン中は土日祝日が仕事なのでご家族との時間は主に平日になるそうですが、お子さまの学校の送り迎えをしたり、奥様とゆっくりと珈琲を飲みながら会話を楽しんだりして過ごされているそうです。ゴルフ場経営の未来を創造し、様々なことに挑戦し続けている姿が、とても魅力的でした。

(廣田伸一編集委員)



頑張ってます!!

『洗浄を通して社会に貢献する企業に』

株式会社 田中機器製作所
松本市島内

田中 悠喜 氏

松本市島立にございます(株)田中機器製作所は昭和35年に法人化され、現在は主に業務用洗浄機の製造を手掛ける企業です。製品の主な納入先は全国各地の宿泊施設や企業、大学の食堂等であり、当社の強みは設計から部品加工、組立まで一貫生産体制を構築している点で、洗浄のスペシャリストとしてお客様の要望に柔軟かつ迅速に対応が可能とのことです。

今回お話を伺った取締役の田中悠喜さんは入社以来、主に経理部門をご担当されてきました。言うまでもなく企業にとって経理は自社の資産やお金の流れを把握し管理していく大切な仕事ですので、間違いがないよう日々細かいチェックが欠かせないそうです。また、近年は衛生管理のお仕事も担当されるようになり、従業員さんの健康管理等にも力を注がれています。従業員さんが健康であることが会社の活力に繋がるという「健康経営」の重要性が増していますので、その分野でもより一層のご活躍が期待されます。

プライベートではPC分野への造詣が深いと言う田中さん。法人会青年部活動にも積極的に参加されています。今回は取材にご対応いただき誠にありがとうございました！

(菅野和光編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

女性部コーナー

6月例会報告

『笑顔が広がる話し方のコツ ～好感度UPの秘訣～』

6月15日(木)に開催された女性部6月例会は、司会業・キャリアコンサルタントとしてご活躍されている中村美由紀氏を講師にお迎えし『笑顔が広がる話し方のコツ ～好感度UPの秘訣～』というテーマで、好感度(印象)について、話の伝え方・聞き方、人前で緊張しないコツなどをとても分かりやすくお話していただきました。研修会後には昼食会を開催し参加者間の親睦を深めることが出来ました。



講師の中村美由紀氏

県連第11回通常総会開催報告

6月13日、(一社)長野県法人会連合会の第11回通常総会が開催されました(会場:ホテルブエナビスタ)。総会では提出された、審議事項が承認され、役員改選において、神澤会長が県連会長に再任されました。また、全法連ならびに県連の各種表彰が行われ、当会からは次の方が受賞されました。こちらは長年法人会活動にご尽力をいただいた方々に感謝の意をお伝えするものでございます。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

- 市川 興一 (株シンケン)
- 新井 巻好 (株栄建)
- 佐藤 古寿 (株佐藤ボデー製作所)
- 山崎 圭子 (株ホテル玉の湯)
- 大月 清光 (サンニクス株)
- 伊藤 修 (信州伊藤石材株)
- 岡野 敏明 (株オカノ)
- 会田 恵司 (株アイダエナジー)
- 伊藤 敏史 (松本事業株)
- 曾山 健 (株長野銀行)
- 武田 善彦 (株巴屋)
- 奥原しげ子 (株中信水道)
- 大堀 秀夫 (有オオホリ製菓)
- 中山 英也 (有中山組)
- 上兼 健司 (有ヴィアン)
- 横沢 敏 (有知新堂)
- 沖 健吏 (有穂高総合印刷所)
- 渡辺くに子 (有渡辺モータース)

○全法連功労者表彰(順不同:敬称略)

- 中野美知子 (有ナカノ)
- 忠地 恵子 (有ぼんどこ)
- 久根下直敏 (有久根下商店)

○県連功労者表彰(順不同:敬称略)

- 菅澤 一隆 (株マルイチマシン)
- 花村 薫 (株ちくま精機)
- 下山 邦雄 (株信交社)
- 廣田 伸一 (株ヒロタス)
- 小林 秀子 (プロテクト株)
- 西澤 仁志 (株長野銀行)
- 島 宏幸 (株鍋林株)
- 赤羽 勝巳 (株アイシンク)
- 上條 敏昭 (有徳澤園)

○県連感謝状(順不同:敬称略)

- 大宮 康彦 (株田立屋)
- 高木 一寿 (有タカギ)
- 奥原 幸 (有西糸屋)
- 清水 吉則 (中部家具貿易株)
- 佐野 訓久 (株とをしや薬局)
- 谷上 正明 (有富創設備)
- 齋藤 康行 (有白船荘新宅旅館)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
 この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円^(※1)。
 これからも会員企業とそこご家族の皆様にご安心をお届けしてまいります。

(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
 変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
 スーパーがん保険^(※3)を
 この機会に集団扱にすると^(※4)...

保障はそのまま！

集団扱

月払
4,480円
 月々300円割安!

集団扱への
 変更は
 早い方がお得!

年間では3,600円もお得!

個別扱

月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

2022年12月現在

- ① 簡単な手続きで変更ができます。
- ② 担当代理店の変更はありません。
- ③ 保障内容の変更はありません。

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。
 (※3)すでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約
 (※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください!

Aflac アフラック
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル
0120-876-505

「消費税申告一声運動実施中」

旧松本市内の部会の皆様へ会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、6月12日(月)にご指定の口座から引落をさせていただきます。厚くお礼申し上げますとともに、領収書が必要な場合は事務局(35-8080)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

7月の予定

2日社団化50周年記念旅行(3日まで) 6日税制委員会グループ会議 7日女性部幹事会、新旧正副会長会
10日租税教室(岡田小学校) 11日研修委員会 12日租税教室(宗賀小学校) 13日租税教室(開智小学校) 14日正副会長会、7月役員会 18日租税教室(豊科北小学校) 19日組織委員会 20日租税教室(今井小学校) 26日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会/6月決算法人対象)
7月26日(水) 午後2時より
松本市駅前会館「大会議室」

※新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合はご参加をご遠慮ください。

あなたのお知り合いを紹介してください

“法人会やまびこ運動”
ご協力をお願い

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知合いやお取引先の事業所(法人・個人※支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。

詳しくは広報誌5月号でお配りしましたオレンジ色のチラシでご確認いただきますようお願い申し上げます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います
(☎0263-35-8080)

ご協力よろしくようお願い申し上げます。

『50年のあゆみ』発刊

松本法人会社団化50周年の記念誌「50年のあゆみ」(A4判)を作成いたしました。

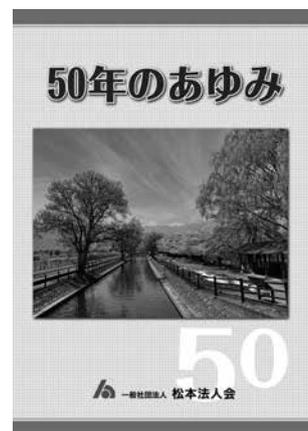
松本法人会50年の歴史を研修会・講演会、青年部、女性部行事など項目毎にまとめました。

会員の皆さまに無料で配布いたしますので、ご希望の方は事務局までお申込ください。

事務局

電話：0263-35-8080 FAX：0263-36-0839

E-mail：hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルのイラスト
デジタルカメラ
スマートフォン
手書きのイラスト

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ご利用下さい!!



法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新

セミナーDVD
レンタルサービス
会員無料・ネットで予約

お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID:hj0915 パスワード:8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>



「上高地も良い季節に」 (松本市)



国の文化財(特別名勝・特別天然記念物/天然保護区域)に指定されている日本を代表する山岳景勝地上高地。4月下旬の開山以降、手つかずの大自然

を季節ごとに様々な角度で楽しむことができますが、7月からのシーズンは可憐な花々が楽しめるそうです。コロナも落ち着き夏山シーズンの到来に合わせてより大勢の観光客が訪れることでしょう。(廣田伸一編集委員)

川柳コーナー

かき氷
虫歯の有無を
確認す

中元の
物価高

風呂場から
聞こえる九九に
ほお緩む

新米

あしがき

私事ですが、今年の総会の役員改選により、3期6年務めた青年部長の任を解かせていただきました。これまで、松本税務署の幹部の皆様・本会役員の皆様のご指導、そして何より青年部員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。さて、私が松本法人会に入会したきっかけは、青年部の先輩からのお誘いでした。私は、愛知県出身なので、当時は長野県に友人や仲間はいませんでした。法人会の活動内容も知らずに、「たくさん仲間ができるよ」の言葉に、また誘ってくれたことの嬉しさで入会を決めました。入会から10年以上が経ち、たくさん仲間が出来ました。また、青年部長まで務めさせていただきました。そして、全国青年の集い大分大会「租税教育活動プレゼンテーション」で優秀賞(全国2位)を受賞し、仲間たちと涙を流して喜びを分かち合うことが出来たことは一生の宝物となりました。

私にとって法人会は、「人と人との繋がりに」とても価値を感じています。他にもたくさん価値がありますので、みなさんと一緒に会員拡大をして盛り上げていきたいですね。(廣田)

(本号編集委員…)

廣田伸一
菅野和光



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会

〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社